

第 15 回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	平成 30 年 10 月 4 日
2、招集場所	御嵩町役場 第 1 委員会室
3、開会	午前 9 時 30 分
4、会議に付された件名	
議第 47 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第 48 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について
報第 14 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
5、事務局	事務局長兼課長 可 児 英 治 事務局次長兼係長 伊 納 和 昭 書 記 北 田 桂太郎
6、会議録署名者	6 番 鈴木國人 委員 7 番 田中幹三郎 委員
7、欠席議員	
議 長	ただ今の出席委員は 12 名で定数に達していますので、これより第 15 回御嵩町農業委員会を開会します。
議 長	本日の欠席者は 3 番 奥村清治委員、5 番 青木友誉委員から届がいておりますので、報告いたします。
議 長	会議録署名者に、6 番 鈴木國人委員、7 番 田中幹三郎委員を指名します。
議 長	それでは、議第 47 号 農地法 第 5 条 第 1 項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について を議題とします。
議 長	事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1 号事案について 14 番 日比野委員 説明願います。
14 番日比野委員	申請地は上之郷公民館から西へ 300m 程の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、一般個人住宅の敷地にするとのこと。
	申請者は賃貸人の孫の夫です。 誓約書、委任状、ローンの審査結果、水利組合同意書などを確認しました。
	転用によって生ずる付近の土地の概要につきましては 9 月 26 日に現地確認を行っております。
	以上のことから申請に問題はないかと思いますが皆様の審議をよろしく願います。

議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、役場の支所である上之郷公民館から 300m 以内に位置しているため、第3種農地に位置付けられています。 以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案については適当と認め進達します。</p> <p>2号事案について1番 亀井委員 説明願います。</p>
1 番亀井委員	<p>申請地は、名鉄顔戸駅から西方約 200m の所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細は、賃貸人は高齢に伴い、耕作ができなくなってきたことと、賃借人側の事業化計画において同意内定に至ったことから今回の申請に至りました。 周囲の状況は、東側は民家、南側は農業用水路を挟んで町道、西側と北側は農業用排水路となっています。 今回の転用により賃借人は太陽光発電事業を予定しておりますが、太陽光パネルは横3列に設置予定で、合計 200 枚の計画です。 雨水は自然浸透にて対応します。岐阜県が定める開発許可基準を満たすよう、15 cmの盛土をすることとです。 工事中、その後の町道や農業用水路の破損等防止策の対策を要請しておきました。 地元関係者への事業説明については、地元自治会帳に説明したうえで、自治会長から指導のあった周辺の住家へ事業施工業者とともに出向かれてそれぞれ同意書にサインが得られているとのことでした。 事業者へ当地域の慣習として、新たな土地利用者においても周辺農業施設や町道等への除草作業に協力していただけるようアドバイスをいたしました。 申請書への添付資料として、県知事あて誓約書、預金残高証明書、法人の定款、法人履歴事項全部証明書、再生可能エネルギー発電事業計画認定通知、中電との接続契約、委任状などを確認しました。 説明は以上です。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、名鉄顔戸駅から 300m 以内に</p>

<p>議 長</p>	<p>位置しているため、第3種農地に位置付けられています。 また、平成30年8月に御嵩町太陽光発電の推進及び適正管理に関する条例に伴う届出が提出されております。 以上です。</p> <p>採決に入ります。 2号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって2号事案については適当と認め進達します。</p> <p>3号事案について、7番 田中幹三郎委員、説明願います</p>
<p>7番田中委員</p>	<p>申請地の場所は、国道21号線の大庭交差点より北へ200m程の所で県道83号線に面した田んぼです。 権利を設定し又は移転しようとする理由の詳細としては、譲受人は、現在住んでいるアパートが手狭となり、住宅を建設する場所を探していた。その際、申請地を知り取得することとなりました。 代理人である行政書士に伺ったところ、譲受人の妻は御嵩町出身で、実家の近くに住居を建てたいと思っていたことと、子どもも2歳で間もなく就学年齢を迎えるため、住宅建築の候補地を探していたところ、当該農地が売りに出されていることを知り、他にも検討したが良い物件を見つけることができず、当地を農地転用し、住宅を建築したいとのことでありました。 譲渡人は高齢で、以前より体調がすぐれず寝たり起きたり、また、入退院を繰り返しており、耕作をすることが難しく農地を手放したいと思っていたとのことです。 転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等への被害防除施設の概要については9月26日の現地確認にて行いました。 その際に雨水排水先が西側農業用水に計画されていることについて伊左治推進委員から指摘を受け、事業者にも東側用悪水路に排水先を変更することに承諾していただきました。 書類については誓約書、隣地承諾書、水利組合の同意書、土地利用計画図、住宅の図面、資金調達計画等について確認しました。 以上から3号事案の申請内容に問題はないかと思われまます。皆様の審議をよろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p> <p>事務局次長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、「都市計画法」第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められているため第3種農地に位置付けられています。 以上です。</p>

議 長	採決に入ります。 3号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって3号事案については適当と認め進達します。
議 長	次に、議第48号 農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について を議題とします。 事務局 朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	1号事案について、12番 山口委員 説明願います。
12番山口委員	申請地の場所は町道から北へ100mの所です。 権利を設定し又は移転しようとする事由の詳細としては、譲渡人は現在他県に住んでおり管理・耕作ができないため、今まで草刈りをお願いしていた隣の所有者である譲受人に所有権を移転したいという内容です。 権利を設定し、移転しようとする当事者が現に所有し又は使用する土地・世帯員の状況・農機具の保有状況・営農計画・委任状・誓約書などを確認しました。また、現地の確認も行いましたが、1号事案の申請内容に問題はないように思います。 皆様の審議をお願いいたします。
議 長	続いて今井委員、現地の状況等説明願います。
今井推進委員	9月21日に山口委員と現地確認を行いました。 農地として適正に管理されており特に問題はないかと思えます。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。 1号事案について、適当と認める方は挙手願います。挙手全員であります。 よって1号事案は適当と認め許可します。 次に 報第14号 農地法第3条の3 第1項の規定による 届出について 事務局報告願います。 (事務局報告)
議 長	事務局からの報告が終わりました。

	以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 ありがとうございました。
--	--

10時12分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを
証するために署名する。

平成 年 月 日

議 長

6 番

7 番
